

資料編

1 小樽市環境基本条例

制定 平成22年6月22日 条例第21号

目次

前文

第1章 総則(第1条―第6条)

第2章 環境の保全及び創造に関する基本的施策(第7条―第29条)

第3章 地球環境保全のための施策の推進(第30条・第31条)

第4章 環境審議会(第32条―第36条)

附則

小樽市は、北海道西海岸のほぼ中央に位置し、海・山・坂など変化に富み、特に海岸線の一部は切り立った崖が連なり、「ニセコ積丹小樽海岸国定公園」に指定されるなど、豊かな自然と景観に恵まれている。また、寒暖の差の少ない海洋性気候で、さわやかな空気、おいしい水に恵まれ、四季を通じて折々の変化を感じられる緑豊かで暮らしやすいまちである。

明治以来、本市は、北海道経済の中心的な役割を果たす商工港湾都市として発展してきたが、現在では、道央圏や後志圏の交通の要衝及び流通拠点であるとともに、レトロな情緒漂う小樽運河や活況を呈した往時をしのばせる歴史的建造物を擁し、独特の街並みが訪れる人たちに安らぎを与える観光都市となった。

私たちは、このような良好な環境の下、快適かつ健康で文化的な生活を営むことのできる権利を有するとともに、郷土の恵み豊かな環境を保全し、さらには、かけがえのない地球を将来の子供たちに引き継いでいく責務を負っている。

このため、自然の生態系を構成する一員としての自覚を持ち、私たちの生活様式の在り方を見直して、限りある資源やエネルギーを有効に利用し、環境への負荷を少しでも軽減することが必要である。それゆえ、先人の知恵と歴史に学びながら、地域はもとより地球規模の視点に立って、市民、事業者及び市のみならず、本市を訪れる人たちや周辺地域とも協働し、創意工夫の下、かけがえのない地球環境の保全に貢献していかなければならない。

また、近年、自然との触れ合いや快適な環境づくりへの関心が高まってきており、失われた自然を回復し、潤いや安らぎといった心の豊かさを感じられる快適な環境を維持し、創造していくことも重要になっている。

このような認識に立ち、本市に集うすべての人々が、環境の問題を自らの課題としてとらえ、相互に協力しながら、環境への負荷の少ない持続的発展が可能な社会の実現に向け、ここに、この条例を制定する。

第1章 総則

(目的)

第1条 この条例は、良好な環境の保全並びに快適な環境の維持及び創造(以下「環境の保全及び創造」という。)に津いて、基本理念を定め、並びに市民、事業者及び市の責務を明らかにするとともに、環境の保全及び創造に関する施策の基本となる事項を定めることにより、その施策を総合的かつ計画的に推進し、もって現在及び将来の市民が健康で文化的な生活を営む上で必要とする良好な環境を確保することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 環境への負荷 人の活動により環境に加えられる影響であって、環境の保全上の支障の原因となるおそれのあるものをいう。
- (2) 地球環境保全 人の活動による地球全体の温暖化又はオゾン層の破壊の進行、海洋の汚染、野生生物の種の減少その他の地球の全体又はその広範な部分の環境に影響を及ぼす事態に係る環境の保全であって、人類の福祉に貢献するとともに市民の健康で文化的な生活の確保に寄与するものをいう。
- (3) 公害 環境の保全上の支障のうち、事業活動その他の人の活動に伴って生ずる相当範囲にわたる大気汚染、水質汚濁(水質以外の水の状態又は水底の底質が悪化することを含む。)、土壌汚染、騒音、振動、地盤の沈下(鉱物の掘採のための土地の掘削によるものを除く。))及び悪臭によって、人の健康又は生活環境(人の生活に密接な関係のある財産並びに人の生活に密接な関係のある動植物及びその生育環境を含む。以下同じ。)に係る被害が生ずることをいう。

(基本理念)

第3条 環境の保全及び創造は、市民が健康で文化的な生活を営む上で必要とする良好な環境を確保し、これを将来の世代へ継承していくことを目的として行われなければならない。

2 環境の保全及び創造は、市民、事業者及び市が自らの活動と環境とのかかわりを認識し、環境への十分な配慮を行うことにより、環境への負荷が少なく、持続的に発展することができる社会を構築することを目的として行われなければならない。

3 環境の保全及び創造は、市民、事業者及び市のすべてがそれぞれの責務を自覚し、相互に協力し、及び連携して推進されなければならない。

4 地球環境保全は、人類共通の課題であり、市民、事業者及び市のすべてが自らの問題としてとらえ、それぞれの日常生活及び事業活動において自主的かつ積極的に推進されなければならない。

(市民の責務)

第4条 市民は、その日常生活において資源及びエネルギーの消費等による環境への負荷を低減するように努めなければならない。

2 前項に規定するもののほか、市民は、環境の保全及び創造に自ら積極的に努めるとともに、市が実施する環境の保全及び創造に関する施策に協力する責務を有する。

(事業者の責務)

第5条 事業者は、その事業活動を行うに当たっては、自らの責任において、公害の防止、廃棄物の適正な処理その他の必要な措置を講ずるとともに、緑化、資源の循環的な利用その他環境への負荷の低減に努めなければならない。

2 前項に規定するもののほか、事業者は、その事業活動に関し、環境の保全及び創造に自ら積極的に努めるとともに、市が実施する環境の保全及び創造に関する施策に協力する責務を有する。

(市の責務)

第6条 市は、第3条に定める基本理念(以下単に「基本理念」という。)にのっとり、環境の保全及び創造に関し、地域の自然的社会的条件に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。

2 市は、環境に影響を及ぼすと認められる施策の策定及び実施に当たっては、環境への負荷の低減に努めなければならない。

3 市は、第1項の施策の実施に当たっては、本市を訪れる者に対しても、その協力が得られるように、当該施策の周知に努めなければならない。

第2章 環境の保全及び創造に関する基本的施策**(施策の基本方針)**

第7条 市は、基本理念にのっとり、次に掲げる事項を基本方針として、各種の施策相互の連携を図り、環境の保全及び創造に関する施策を総合的かつ計画的に推進するものとする。

(1) 人の健康の保護及び生活環境の保全並びに自然環境の適正な保全を図るため、大気、水、土壌等を良好な状態に保持すること。

(2) 人と自然とが共生する環境の保全及び創造に資するため、生態系の多様性の確保、野生生物の種の保存その他の生物の多様性の確保を図るとともに、森林、農地、水辺地等における多様な自然環境を地域の自然的社会的条件に応じて体系的に保全すること。

(3) 自然との豊かな触れ合いを確保するとともに、地域の個性を生かした都市景観の形成及び歴史的文化的遺産の保全に努め、潤いと安らぎのある快適な環境を創造すること。

(4) 廃棄物の減量及び適正な処理、資源の循環的な利用並びにエネルギーの有効利用により、環境への負荷の少ない循環型社会の構築を図ること。

(5) 地球環境保全に資する施策を積極的に推進すること。

(環境基本計画)

第8条 市長は、環境の保全及び創造に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、環境の保全及び創造に関する基本的な計画(以下「環境基本計画」という。)を策定しなければならない。

2 環境基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

(1) 環境の保全及び創造に関する目標

(2) 環境の保全及び創造に関する施策の基本的事項

(3) 前2号に掲げるもののほか、環境の保全及び創造に関し必要な事項

3 市長は、環境基本計画を策定するに当たっては、市民及び事業者の意見を反映することができるように必要な措置を講じなければならない。

4 市長は、環境基本計画を策定するに当たっては、あらかじめ、第32条に規定する小樽市環境審議会の意見を聴かななければならない。

5 市長は、環境基本計画を策定したときは、速やかに、これを公表しなければならない。

6 前3項の規定は、環境基本計画の変更について準用する。

(環境の状況等の公表)

第9条 市長は、毎年、環境の状況、環境への負荷の状況及び環境基本計画に基づき実施した施策の状況を公表しなければならない。

(環境影響評価に係る措置)

第10条 市は、環境に著しい影響を及ぼすおそれのある事業を行う事業者が、あらかじめその事業に係る環境への影響について自ら適正に調査、予測又は評価を行い、その結果に基づき、環境の保全について適正な配慮をすることができるように必要な措置を講ずるものとする。

(規制の措置)

第11条 市は、公害の原因となる行為及び自然環境の適正な保全に支障を及ぼすおそれのある行為に関し、必要な規制の措置を講ずるものとする。

2 前項に規定するもののほか、市は、人の健康又は生活環境に係る環境の保全上の支障を防止するため、必要な規制の措置を講ずるように努めるものとする。

(経済的措置)

第12条 市は、市民、事業者又はこれらの者が組織する団体(以下「民間団体」という。)による環境への負荷の低減に資する施設の整備その他の環境の保全及び創造に関する活動を促進するため必要があるときは、適正な助成その他の措置を講ずるものとする。

2 市は、環境への負荷の低減を図るため特に必要があるときは、市民、事業者又は民間団体に適正な経済的負担を求める措置を講ずるものとする。

(環境の保全及び創造に関する施設の整備等)

第13条 市は、下水及び廃棄物の処理施設その他の環境の保全上の支障の防止に資する公共的施設の整備を図るため、必要な措置を講ずるものとする。

2 市は、公園、緑地その他の公共的施設の整備その他の自然環境の適正な整備及び健全な利用のための事業を推進するため、必要な措置を講ずるものとする。

3 市は、身近な自然環境と個性を生かした景観等の確保、歴史的文化的遺産の保全その他の潤いと安らぎのある快適な環境の創造を図るため、必要な措置を講ずるものとする。

(廃棄物の減量等の促進)

第14条 市は、環境への負荷の低減を図るため、市民及び事業者による廃棄物の減量、資源の循環的な利用及びエネルギーの有効利用が促進されるように必要な措置を講ずるものとする。

2 市は、環境への負荷の低減を図るため、市の施設の建設及び維持管理その他の事業の実施に当たっては、廃棄物の減量、資源の循環的な利用及びエネルギーの有効利用に努めるものとする。

(海、河川等の水質の保全等)

第15条 市は、良好な水環境を保全するため、海、河川等の水質の保全、水と親しめる空間の創造、海岸線の維持その他の必要な措置を講ずるものとする。

(森林及び緑地の保全等)

第16条 市は、人と自然とが共生できる基盤としての緑豊かな環境を確保するため、森林及び緑地の保全、緑化の推進その他の必要な措置を講ずるものとする。

(美観の維持)

第17条 市は、美観の維持及びその意識の高揚を図るため、ごみの散乱の防止その他の必要な措置を講ずるものとする。

(環境への負荷の低減に資する製品等の利用の促進)

第18条 市は、環境への負荷の低減に資する製品等の積極的な利用に努めるとともに、市民及び事業者による当該製品等の利用が促進されるように必要な措置を講ずるものとする。

(市民等の意見の反映及び参加)

第19条 市は、環境の保全及び創造に関する施策に、市民、事業者及び民間団体の意見を反映することができるように必要な措置を講ずるとともに、その施策の推進に当たっては、市民、事業者及び民間団体の参加の機会の確保に努めるものとする。この場合において、市は、次代を担う子供たちの意見の反映及び参加の機会の確保についても配慮するものとする。

(環境の保全及び創造に関する教育及び学習の推進)

第20条 市は、市民及び事業者が環境の保全及び創造についての理解を深めるとともに、これらの者の環境の保全及び創造に関する活動を行う意欲が増進されるように、環境の保全及び創造に関する教育及び学習を推進するものとする。

2 前項の場合において、市は、特に次代を担う子供たちの環境の保全及び創造に関する教育及び学習を積極的に推進するものとする。

(市民等の自発的な活動の促進)

第21条 市は、市民、事業者及び民間団体による環境の保全及び創造に関する自発的な活動が促進されるように必要な措置を講ずるものとする。

(事業者の環境管理の促進)

第22条 市は、事業者がその事業活動に伴う環境への負荷を低減するよう自主的な管理を行うことを促進するため、助言その他の必要な措置を講ずるものとする。

(事業者との協定の締結)

第23条 市長は、事業活動に伴う環境への負荷の低減を図るため特に必要があると認めるときは、事業者との間で環境への負荷の低減に関する協定を締結するものとする。

(情報の収集及び提供)

第24条 市は、市民、事業者及び民間団体の環境の保全及び創造に関する活動に資するため、環境の保全及び創造に関する情報を収集し、これを適切に提供するように努めるものとする。

(調査及び研究の実施)

第25条 市は、環境の保全及び創造に資するため、必要な調査及び研究の実施に努めるものとする。

(監視等の体制の整備)

第26条 市は、環境の状況を的確に把握するため、必要な監視、測定、試験及び検査の体制の整備に努めるものとする。

(国及び他の地方公共団体との協力)

第27条 市は、環境の保全及び創造のための広域的な取組を必要とする施策について、国及び他の地方公共団体と協力して、その推進に努めるものとする。

(施策の推進体制の整備)

第28条 市は、その機関相互の緊密な連携及び施策の調整を図り、環境の保全及び創造に関する施策を推進するための体制を整備するものとする。

2 市は、環境の保全及び創造に関する活動を市民、事業者及び民間団体と共に推進するための体制を整備するように努めるものとする。

(財政上の措置)

第29条 市は、環境の保全及び創造に関する施策を推進するため、必要な財政上の措置を講ずるように努めるものとする。

第3章 地球環境保全のための施策の推進**(地球環境保全に資する施策の推進)**

第30条 市は、地球環境保全に資するため、地球温暖化の防止、オゾン層の保護等に関する施策を積極的に推進するものとする。

(地球環境保全に関する国際協力の推進)

第31条 市は、国及び他の地方公共団体、民間団体その他の関係機関等と連携し、地球環境保全に関する国際協力の推進に努めるものとする。

第4章 環境審議会**(設置)**

第32条 環境基本法(平成5年法律第91号)第44条の規定に基づき、環境の保全及び創造に関する基本的事項を調査審議するため、市長の附属機関として、小樽市環境審議会(以下「審議会」という。)を置く。

(所掌事務)

第33条 審議会は、市長の諮問に応じ、次に掲げる事項を調査審議する。

(1) 環境基本計画に関すること。

(2) 環境の保全及び創造に関する基本的事項

2 審議会は、前項に規定する事項に関し、市長に答申するとともに、必要があると認めるときは、市長に意見を述べることができる。

(組織)

第34条 審議会は、委員15人以内で組織する。

(委員)

第35条 委員は、規則で定めるところにより、市長が委嘱する。

2 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 委員は、再任されることができる。

(補則)

第36条 この章に定めるもののほか、審議会の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則**(施行期日)**

1 この条例は、平成22年10月1日から施行する。

(小樽市公害防止条例の一部改正等)

2 (略)

3 (略)

2 計画策定の経過

年月日	策定経過
令和5(2023)年度	
令和5年(2023)9月28日 ～10月30日	小樽市の環境に関する(市民・事業所)アンケート調査の実施
令和5年(2023)10月24日	第1回小樽市環境審議会開催 ● 計画案の諮問・計画策定方針について
令和5年(2023)11月18日	小樽市環境ワークショップの開催
令和6年(2024)3月27日	第2回小樽市環境審議会開催 ● 進捗状況報告
令和6(2024)年度	
令和6年(2024)8月20日	第1回小樽市環境審議会開催 ● 計画案の報告・審議
令和6(2024)年9月24日	パブリックコメントの実施
令和6(2024)年11月19日	第2回小樽市環境審議会開催 ● 計画案の報告・審議
令和6(2024)年12月25日	小樽市環境審議会における計画案の答申
令和7(2025)年1月20日	第2次小樽市環境基本計画の決定(市長決裁)

3 小樽市環境審議会

小樽市環境審議会規則

制定 平成22年6月22日 規則第33号

(趣旨)

第1条 この規則は、小樽市環境基本条例(平成22年小樽市条例第21号)第35条第1項及び第36条の規定に基づき、小樽市環境審議会(以下「審議会」という。)の委員並びに組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(委員)

第2条 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 学識経験を有する者
- (2) 関係行政機関の職員
- (3) 市民
- (4) 事業者(法人にあつては、その役員)又はその職員
- (5) 民間団体の構成員
- (6) その他市長が必要と認める者

(会長及び副会長)

第3条 審議会に会長及び副会長各1人を置き、委員の互選によりこれを定める。

- 2 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第4条 審議会の会議は、会長が招集する。

- 2 会長は、審議会の会議の議長となる。
- 3 審議会の会議は、委員の過半数が出席しなければ、開くことができない。

4 審議会の会議の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(委員以外の者の会議への出席)

第5条 会長は、必要があると認めるときは、委員以外の者を審議会の会議に出席させて意見を述べさせ、又は説明をさせることができる。

(部会)

第6条 会長は、必要があると認めるときは、専門の事項を調査審議するため、審議会に部会を置くことができる。

- 2 部会は、会長の指名する委員をもって組織する。
- 3 部会に部会長を置き、当該部会に属する委員の互選によりこれを定める。
- 4 前2条の規定は、部会の会議について準用する。この場合において、これらの規定中「審議会」とあるのは「部会」と、「会長」とあるのは「部会長」と、「委員」とあるのは「当該部会に属する委員」と読み替えるものとする。

(庶務)

第7条 審議会の庶務は、生活環境部において行う。

(委任)

第8条 この規則に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

附則

この規則は、平成22年10月1日から施行する。

4 小樽市環境ワークショップ実施結果

開催目的	市民の声を第2次環境基本計画へ反映させるため、小樽市民などに小樽市の環境についてグループワークで対話してもらいながら、市の環境の現状、課題を抽出・共有することで、多様な視点からの市民意見を集約するために開催した。		
開催日時	令和5(2023)年11月18日(土) 14:00~16:00		
開催場所	小樽市民センター 3階研修室	参加者	小樽市民(18名)
内容	ワールドカフェ方式で実施。「自然」、「まち」、「地球」をテーマにして、それぞれ15~20分間アイデアを出しあった。 ①「自然」：森、ヒグマ、動物、カラス、景観、ごみ、観光についての意見を集約した。 ②「まち」：ごみ、公園整備、その他についての意見を集約した。 ③「地球」：雪、夏の暑さ、省エネ・再エネについての意見を集約した。		
結果	小樽市ホームページにおいて公開		

5 小樽市の環境に関する市民アンケート（意識調査）

調査目的	環境保全への取組状況や小樽市の環境に関する意見などを「第2次小樽市環境基本計画」策定の参考とすることを目的に実施した。		
調査対象	市内に在住する18歳以上の1,800人。なお、年代ごとに回収率を想定し、各年代から均一的に回収ができるよう想定回収率から必要発送数を算出し、さらに地区ごとの人口割合を年代別必要発送数に乗じて必要配布数を算出し、無作為に抽出した。		
調査期間	令和5(2023)年9月28日(金)~10月30日(月)		
調査方法	郵送による配付、郵送又はWEBによる回収		
回収結果	配布数1,800 有効回収数483 有効回収率26.8%		
結果	小樽市ホームページにおいて公開		

6 小樽市の環境に関する事業所アンケート（意識調査）

調査目的	環境保全への取組状況や小樽市の環境に関する意見などを「第2次小樽市環境基本計画」策定の参考とすることを目的に実施した。		
調査対象	総務省から提供される市内事業所一覧から無作為に500事業所を抽出した。		
調査期間	令和5(2023)年9月28日(金)~10月30日(月)		
調査方法	直接郵送法(郵送による発送・回収)		
回収結果	配布数500 有効回収数164 有効回収率32.8%		
結果	小樽市ホームページにおいて公開		

小樽市環境ワークショップ、小樽市の環境に関する市民アンケート、小樽市の環境に関する事業所アンケートの結果の詳細については、下記小樽市ホームページにおいて公開しています。

URL:<https://www.city.otaru.lg.jp/docs/2020102000300/>



7 環境基準など

1. 大気

(1) 大気汚染に係る環境基準

物質	環境上の条件（設定年月日等）
二酸化硫黄 (SO ₂)	1時間値の1日平均値が 0.04ppm 以下であり、かつ、1時間値が 0.1ppm 以下であること。（S48.5.16 告示）
一酸化炭素 (CO)	1時間値の1日平均値が 10ppm 以下であり、かつ、1時間値の8時間平均値が 20ppm 以下であること。（S48.5.8 告示）
浮遊粒子状物質 (SPM)	1時間値の1日平均値が 0.10mg/m ³ 以下であり、かつ、1時間値が 0.20mg/m ³ 以下であること。（S48.5.8 告示）
二酸化窒素 (NO ₂)	1時間値の1日平均値が 0.04ppm から 0.06ppm までのゾーン内又はそれ以下であること。（S53.7.11 告示）
光化学オキシダント (O _x)	1時間値が 0.06ppm 以下であること。（S48.5.8 告示）

(2) 有害大気汚染物質(ベンゼン等)に係る環境基準

物質	環境上の条件（設定年月日等）
ベンゼン	1年平均値が 0.003mg/m ³ 以下であること。（H9.2.4 告示）
トリクロロエチレン	1年平均値が 0.13mg/m ³ 以下であること。（H30.11.19 告示）
テトラクロロエチレン	1年平均値が 0.2mg/m ³ 以下であること。（H9.2.4 告示）
ジクロロメタン	1年平均値が 0.15mg/m ³ 以下であること。（H13.4.20 告示）

(3) ダイオキシン類に係る環境基準

物質	環境上の条件（設定年月日等）
ダイオキシン類	1年平均値が 0.6pg-TEQ/m ³ 以下であること。（H11.12.27 告示）

(4) 微小粒子状物質に係る環境基準

物質	環境上の条件（設定年月日等）
微小粒子状物質 (PM2.5)	1年平均値が 15μg/m ³ 以下であり、かつ、1日平均値が 35μg/m ³ 以下であること。（H21.9.9 告示）

(5) 光化学オキシダントの生成防止のための大気中炭化水素濃度の指針

物質	環境上の条件（設定年月日等）
非メタン炭化水素	光化学オキシダントの日最高1時間値 0.06ppm に対応する午前6時から9時までの非メタン炭化水素の3時間平均値は、0.20ppmC から 0.31ppmC の範囲にある。（S51.8.13 通知）

2. 水質

(1) 水質汚濁に係る環境基準

① 人の健康の保護に関する環境基準

項目	基準値
カドミウム	0.003mg/L 以下
全シアン	検出されないこと。
鉛	0.01mg/L 以下
六価クロム	0.02mg/L 以下
砒素	0.01mg/L 以下
総水銀	0.0005mg/L 以下
アルキル水銀	検出されないこと。
PCB	検出されないこと。
ジクロロメタン	0.02mg/L 以下
四塩化炭素	0.002mg/L 以下
1,2-ジクロロエタン	0.004mg/L 以下
1,1-ジクロロエチレン	0.1mg/L 以下
シス-1,2-ジクロロエチレン	0.04mg/L 以下
1,1,1-トリクロロエタン	1mg/L 以下
1,1,2-トリクロロエタン	0.006mg/L 以下
トリクロロエチレン	0.01mg/L 以下
テトラクロロエチレン	0.01mg/L 以下
1,3-ジクロロプロペン	0.002mg/L 以下
チウラム	0.006mg/L 以下
シマジン	0.003mg/L 以下
チオベンカルブ	0.02mg/L 以下
ベンゼン	0.01mg/L 以下
セレン	0.01mg/L 以下
硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	10mg/L 以下
ふっ素	0.8mg/L 以下
ほう素	1mg/L 以下
1,4-ジオキサン	0.05mg/L 以下

備考

- 1 基準値は年間平均値とする。ただし、全シアンに係る基準値については、最高値とする。
- 2 海域については、ふっ素及びほう素の基準値は適用しない。
- 3 硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素の濃度は、規格 43.2.1、43.2.3、43.2.5 又は 43.2.6 により測定された硝酸イオンの濃度に換算係数 0.2259 を乗じたものと規格 43.1 により測定された亜硝酸イオンの濃度に換算係数 0.3045 を乗じたものの和とする。

② 生活環境の保全に関する環境基準

1) 河川(湖沼を除く。)

ア)

類型	利用目的の適応性	基準値				
		水素イオン濃度 (pH)	生物化学的酸素要求量 (BOD)	浮遊物質 (SS)	溶存酸素量 (DO)	大腸菌数
A A	水道1級 自然環境保全 及びA以下の欄に掲げるもの	6.5 以上 8.5 以下	1mg/L 以下	25mg/L 以下	7.5mg/L 以上	20CFU/ 100ml 以下
A	水道2級 水産1級 水浴 及びB以下の欄に掲げるもの	6.5 以上 8.5 以下	2mg/L 以下	25mg/L 以下	7.5mg/L 以上	300CFU/ 100ml 以下
B	水道3級 水産2級 及びC以下の欄に掲げるもの	6.5 以上 8.5 以下	3mg/L 以下	25mg/L 以下	5mg/L 以上	1,000CFU/ 100ml 以下
C	水産3級 工業用水1級 及びD以下の欄に掲げるもの	6.5 以上 8.5 以下	5mg/L 以下	50mg/L 以下	5mg/L 以上	-
D	工業用水2級 農業用水 及びEの欄に掲げるもの	6.0 以上 8.5 以下	8mg/L 以下	100mg/L 以下	2mg/L 以上	-
E	工業用水3級 環境保全	6.0 以上 8.5 以下	10mg/L 以下	ごみ等の浮遊が認められないこと。	2mg/L 以上	-

備考

- 1 基準値は、日間平均値とする。ただし、大腸菌数に係る基準値については、90%水質値（年間の日間平均値の全データをその値の小さいものから順に並べた際の $0.9 \times n$ 番目 (n は日間平均値のデータ数) のデータ値 ($0.9 \times n$ が整数でない場合は端数を切り上げた整数番目の値をとる。))とする(湖沼、海域もこれに準ずる。)
- 2 農業用利水点については、水素イオン濃度 6.0 以上 7.5 以下、溶存酸素量5mg/L 以上 とする(湖沼もこれに準ずる。)
- 3 水道1級を利用目的としている地点(自然環境保全を利用目的としている地点を除く。)については、大腸菌数 100CFU/100ml 以下とする。
- 4 水産1級、水産2級及び水産3級については、当分の間、大腸菌数の項目の基準値は 適用しない(湖沼、海域もこれに準ずる。)
- 5 大腸菌数に用いる単位はCFU(コロニー形成単位(Colony Forming Unit))/100ml とし、大腸菌を培地で培養し、発育したコロニー数を数えることで算出する。

(注)

- 1 自然環境保全：自然探勝等の環境保全
- 2 水道1級：ろ過等による簡易な浄水操作を行うもの
水道2級：沈殿ろ過等による通常の浄水操作を行うもの
水道3級：前処理等を伴う高度の浄水操作を行うもの
- 3 水産1級：ヤマメ、イワナ等貧腐水性水域の水産生物用並びに水産2級及び水産3級の水産生物用
水産2級：サケ科魚類及びアユ等貧腐水性水域の水産生物用及び水産3級の水産生物用
水産3級：コイ、フナ等、 β -中腐水性水域の水産生物用
- 4 工業用水1級：沈殿等による通常の浄水操作を行うもの
工業用水2級：薬品注入等による高度の浄水操作を行うもの
工業用水3級：特殊の浄水操作を行うもの
- 5 環境保全：国民の日常生活（沿岸の遊歩等を含む。）において不快感を生じない限度

イ)

類型	水生生物の生息状況の適応性	基準値		
		全垂鉛	ノニルフェノール	直鎖アルキルベンゼンスルホン酸及びその塩
生物A	イワナ、サケマス等比較的低温域を好む水生生物及びこれらの餌生物が生息する水域	0.03mg/L 以下	0.001mg/L 以下	0.03mg/L 以下
生物特A	生物Aの水域のうち、生物Aの欄に掲げる水生生物の産卵場(繁殖場)又は幼稚仔の生育場として特に保全が必要な水域	0.03mg/L 以下	0.0006mg/L 以下	0.02mg/L 以下
生物B	コイ、フナ等比較的高温域を好む水生生物及びこれらの餌生物が生息する水域	0.03mg/L 以下	0.002mg/L 以下	0.05mg/L 以下
生物特B	生物A又は生物Bの水域のうち、生物Bの欄に掲げる水生生物の産卵場(繁殖場)又は幼稚仔の生育場として特に保全が必要な水域	0.03mg/L 以下	0.002mg/L 以下	0.04mg/L 以下

備考

- 1 基準値は、年間平均値とする(湖沼、海域もこれに準ずる。)

2) 海 域

ア)

類型	利用目的の適応性	基準値				
		水素イオン濃度(pH)	化学的酸素要求量(COD)	溶存酸素量(DO)	大腸菌数	n-ヘキサン抽出物質(油分等)
A	水産1級 水浴 自然環境保全及びB以下の欄に掲げるもの	7.8 以上 8.3 以下	2mg/L 以下	7.5mg/L 以上	300CFU/100ml 以下	検出されないこと。
B	水産2級 工業用水及びCの欄に掲げるもの	7.8 以上 8.3 以下	3mg/L 以下	5mg/L 以上	-	検出されないこと。
C	環境保全	7.0 以上 8.3 以下	8mg/L 以下	2mg/L 以上	-	-

備考

- 1 自然環境保全を利用目的としている地点については、大腸菌数 20CFU/100ml 以下とする。
- 2 大腸菌数に用いる単位はCFU(コロニー形成単位(Colony Forming Unit))/100mlとし、大腸菌を培地で培養し、発育したコロニー数を数えることで算出する。

(注)

- 1 自然環境保全：自然探勝等の環境保全
- 2 水産1級：マダイ、ブリ、ワカメ等の水産生物用及び水産2級の水産生物用水産
水産2級：ボラ、ワリ等の水産生物用
- 3 環境保全：国民の日常生活(沿岸の遊歩等を含む。)において不快感を生じない限度

イ)

類型	利用目的の適応性	基準値	
		全窒素	リン全磷
I	自然環境保全及びII以下の欄に掲げるもの (水産2種及び3種を除く。)	0.2mg/L 以下	0.02mg/L 以下
II	水産1種 水浴及びIII以下の欄に掲げるもの (水産2種及び3種を除く。)	0.3mg/L 以下	0.03mg/L 以下
III	水産2種及びIVの欄に掲げるもの (水産3種を除く。)	0.6mg/L 以下	0.05mg/L 以下
IV	水産3種 工業用水 生物生息環境保全	1mg/L 以下	0.09mg/L 以下

備考

- 1 基準値は、年間平均値とする。
- 2 水域類型の指定は、海洋植物プランクトンの著しい増殖を生ずるおそれがある海域について行うものとする。

(注)

- 1 自然環境保全：自然探勝等の環境保全
- 2 水産1種：底生魚介類を含め多様な水産生物がバランス良く、かつ、安定して漁獲される
水産2種：一部の底生魚介類を除き、魚類を中心とした水産生物が多獲される
水産3種：汚濁に強い特定の水産生物が主に漁獲される
- 3 生物生息環境保全：年間を通して底生生物が生息できる限度

ウ)

類型	水生生物の生息状況の適応性	基準値		
		全垂鉛	ノニルフェノール	直鎖アルキルベンゼン スルホン酸 及びその塩
生物A	水生生物の生息する水域	0.02mg/L 以下	0.001mg/L 以下	0.01mg/L 以下
生物特A	生物Aの水域のうち、水生生物の産卵場 (繁殖場)又は幼稚仔の生育場として特に 保全が必要な水域	0.01mg/L 以下	0.0007mg/L 以下	0.006mg/L 以下

エ)

類型	水生生物の生息・再生産する場の適応性	基準値
		底層溶存酸素量
生物1	生息段階において貧酸素耐性の低い水生生物が生息できる場を保全・再生する水域又は再生産段階において貧酸素耐性の低い水生生物が再生産できる場を保全・再生する水域	4.0mg/L 以上
生物2	生息段階において貧酸素耐性の低い水生生物を除き、水生生物が生息できる場を保全・再生する水域又は再生産段階において貧酸素耐性の低い水生生物を除き、水生生物が再生産できる場を保全・再生する水域	3.0mg/L 以上
生物3	生息段階において貧酸素耐性の高い水生生物が生息できる場を保全・再生する水域、再生産段階において貧酸素耐性の高い水生生物が再生産できる場を保全・再生する水域又は無生物域を解消する水域	2.0mg/L 以上

備考

- 1 基準値は、日間平均値とする。
- 2 底面近傍で溶存酸素量の変化が大きいことが想定される場合の採水には、横型のバンドン採水器を用いる。

(2) 地下水の水質汚濁に係る環境基準

項 目	基 準 値
カドミウム	0.003mg/L 以下
全シアン	検出されないこと。
鉛	0.01mg/L 以下
六価クロム	0.02mg/L 以下
砒素	0.01mg/L 以下
総水銀	0.0005mg/L 以下
アルキル水銀	検出されないこと。
PCB	検出されないこと。
ジクロロメタン	0.02mg/L 以下
四塩化炭素	0.002mg/L 以下
クロロエチレン(別名塩化ビニル又は塩化ビニルモノマー)	0.002mg/L 以下
1,2-ジクロロエタン	0.004mg/L 以下
1,1-ジクロロエチレン	0.1mg/L 以下
1,2-ジクロロエチレン	0.04mg/L 以下
1,1,1-トリクロロエタン	1mg/L 以下
1,1,2-トリクロロエタン	0.006mg/L 以下
トリクロロエチレン	0.01mg/L 以下
テトラクロロエチレン	0.01mg/L 以下
1,3-ジクロロプロペン	0.002mg/L 以下
チウラム	0.006mg/L 以下
シマジン	0.003mg/L 以下
チオベンカルブ	0.02mg/L 以下
ベンゼン	0.01mg/L 以下
セレン	0.01mg/L 以下
硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	10mg/L 以下
ふっ素	0.8mg/L 以下
ほう素	1mg/L 以下
1,4-ジオキサン	0.05mg/L 以下

備考

- 1 基準値は年間平均値とする。ただし、全シアンに係る基準値については、最高値とする。
- 2 硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素の濃度は、規格 K0102 の 43.2.1、43.2.3、43.2.5 又は 43.2.6 により測定された硝酸イオンの濃度に換算係数 0.2259 を乗じたものと規格 K0102 の 43.1 により測定された亜硝酸イオンの濃度に換算係数 0.3045 を乗じたものの和とする。
- 3 1,2-ジクロロエチレンの濃度は、規格 K0125 の 5.1、5.2 又は 5.3.2 により測定されたシス体の濃度と規格 K0125 の 5.1、5.2 又は 5.3.1 により測定されたトランス体の濃度の和とする。

3. 騒音

(1) 騒音に関する環境基準

① 一般地域

(令和4年2月21日 小樽市告示第52号)

類型	地域の区分	時間の区分	
		昼間	夜間
		6時～22時	22時～6時
A	第1種区域及び第2種区域(第2種区域にあつては、都市計画法(昭和43年法律第100号)第8条第1項第1号の規定により定められた第1種中高層住居専用地域に限る。)	55 デシベル以下	45 デシベル以下
B	第2種区域(A類型を当てはめる地域を除く。)		
C	第3種区域及び第4種区域(都市計画法第8条第1項第1号の規定により定められた工業専用地域を除く。)	60 デシベル以下	50 デシベル以下

備考

1 基準値は等価騒音レベルによる。

(注)

A : 専ら住居の用に供される地域

B : 主として住居の用に供される地域

C : 相当数の住居と併せて商業、工業等の用に供される地域

② 道路に面する地域

(平成10年9月30日 環境省告示第64号)

地域の区分	時間の区分	
	昼間	夜間
	6時～22時	22時～6時
A地域のうち2車線以上の車線を有する道路に面する地域	60 デシベル以下	55 デシベル以下
B地域のうち2車線以上の車線を有する道路に面する地域及びC地域のうち車線を有する道路に面する地域	65 デシベル以下	60 デシベル以下
幹線交通を担う道路に近接する空間	70 デシベル以下	65 デシベル以下

備考

1 基準値は等価騒音レベルによる。

2 車線とは、1縦列の自動車及安全かつ円滑に走行するために必要な一定の幅員を有する車道部分をいう。

(注)

表中の各地域は、①一般地域の類型に対応。

(2) 自動車騒音の要請限度

(平成12年3月2日 総理府令第15号)

区域の区分	時間の区分	要請限度値	
		昼間	夜間
		6時～22時	22時～6時
A区域及びB区域のうち1車線を有する道路に面する区域		65 デシベル	55 デシベル
A区域のうち2車線以上の車線を有する道路に面する区域		70 デシベル	65 デシベル
B区域のうち2車線以上の車線を有する道路に面する区域及びC区域のうち車線を有する道路に面する区域		75 デシベル	70 デシベル
(特例) 幹線交通を担う道路に近接する区域(2車線以下の車線を有する道路の場合は、道路の敷地境界線から15m、2車線を超える車線を有する道路の場合は、道路の敷地の境界線から20mまでの範囲)		75 デシベル	70 デシベル

備考

1 基準値は等価騒音レベルによる。

(注)

1 表中の各地域は、①一般地域の類型に対応。

(3) 特定工場等において発生する騒音の規制基準

(令和4年2月21日 小樽市告示第49号)

区域の区分	時間の区分	基準値		
		昼間	朝・夕	夜間
		8時～19時	6時～8時・19時～22時	22時～6時
第1種区域		45 デシベル	40 デシベル	40 デシベル
第2種区域		55 デシベル	45 デシベル	40 デシベル
第3種区域		65 デシベル	55 デシベル	50 デシベル
第4種区域		70 デシベル	65 デシベル	60 デシベル

(注)

第1種区域：良好な住居の環境を保全するため、特に静穏の保持を必要とする区域

第2種区域：住居の用に供されているため、静穏の保持を必要とする区域

第3種区域：住居の用に併せて商業、工業等の用に供されている区域であって、その区域内の住民の生活環境を保全するため、騒音の発生を防止する必要がある区域

第4種区域：主として工業等の用に供されている区域であって、その区域内の住民の生活環境を悪化させないため、著しい騒音の発生を防止する必要がある区域

(4) 特定建設作業に伴って発生する騒音の規制に関する基準

(昭和43年11月27日 厚生省・建設省告示第1号)

基準値	作業ができない時間		1日当たりの作業時間		同一場所における作業時間	作業日
	第1号区域	第2号区域	第1号区域	第2号区域		
85デシベル	19時～7時	22時～6時	10時間を超えないこと	14時間を超えないこと	連続6日を超えないこと	日曜日その他の休日でないこと

(注)

第1号区域：「騒音規制法」の規定により指定された、第1種区域と第2種区域の全域、並びに第3種区域と第4種区域のうち、学校、保育所、病院、診療所（患者の入院施設を有するもの）、図書館、特別養護老人ホーム及び幼保連携型認定こども園敷地の周辺おおむね80m以内の区域

第2号区域：第3種区域と第4種区域であって、第1号区域以外の区域

4. 振 動

(1) 特定工場等において発生する振動の環境基準

(令和4年2月21日 小樽市告示第50号)

時間の区分 区域の区分	基 準 値	
	昼 間	夜 間
	8時～19時	19時～8時
第1種区域	60 デシベル	55 デシベル
第2種区域	65 デシベル	60 デシベル

(注)

- 第1種区域及び第2種区域とは「振動規制法」に基づく指定地域の区域区分であり、原則として次のように区分されている。
 第1種区域：良好な住居の環境を保全するため、特に静穏の保持を必要とする区域及び住居の用に供されているため、静穏の保持を必要とする区域
 第2種区域：住居の用に併せて商業、工業等の用に供されている区域であって、その区域内の住民の生活環境を保全するため、振動の発生を防止する必要がある区域及び主として工業等の用に供されている区域であって、その区域内の住民の生活環境を悪化させないため、著しい振動の発生を防止する必要がある区域
- 各区域のうち、学校、保育所、病院、診療所(患者の入院施設を有するもの)、図書館、特別養護老人ホーム及び幼保連携型認定こども園の敷地の周囲 50m 以内においては、それぞれの規制値から 5デシベルを減じた値が適用される。

(2) 特定建設作業に伴って発生する振動の規制に関する基準

(昭和51年11月10日 総理府令第58号)

時間の区分 基準値	作業ができない時間		1日当たりの作業時間		同一場所における 作業時間	作業日
	第1号区域	第2号区域	第1号区域	第2号区域		
75 デシベル	19時～7時	22時～6時	10時間を 超えないこと	14時間を 超えないこと	連続6日を 超えないこと	日曜日その他の 休日でないこと

(注)

- 第1号区域：「振動規制法」の規定により指定された、第1種区域の全域、並びに第2種区域の学校、保育所、病院、診療所(患者の入院施設を有するもの)、図書館、特別養護老人ホーム及び幼保連携型認定こども園敷地の周辺 80m 以内の区域
- 第2号区域：第2種区域であって、第1号区域以外の区域

(3) 道路交通振動に係る要請限度

(昭和51年11月10日 総理府令第58号)

時間の区分 区域の区分	要 請 限 度 値	
	昼 間	夜 間
	8時～19時	19時～8時
第1種区域	65 デシベル	60 デシベル
第2種区域	70 デシベル	65 デシベル

(注)

- 要請限度値は80%レンジの上端値による。
- 時間及び区域については、昭和53年3月29日北海道告示第786号による。

5. 悪臭

(1) 規制基準

(令和4年2月21日 小樽市告示第51号)

濃度基準

悪臭公害については、「悪臭防止法」に基づき、濃度基準または臭気指数による規制地域を指定することができ、それぞれについて、当該事業場の敷地境界、排出口、排水における規制対象物質濃度基準及び臭気指数による規制基準が定められています。小樽市内では濃度基準が適用されており、「悪臭防止法」が適用される規制地域では最も規制が厳しいA区域に指定しています。

① 敷地境界線の地表における規制基準(A区域)

単位：ppm

規制対象物質	臭いの種類	規制基準	規制対象物質	臭いの種類	規制基準
アンモニア	し尿のような臭い	1	イソバレルアルデヒド	むせかえるような甘酸っぱい焦げた臭い	0.003
メチルメルカプタン	腐ったタマネギのような臭い	0.002	イソブタノール	刺激的な発酵した臭い	0.9
硫化水素	腐った卵のような臭い	0.02	酢酸エチル	刺激的なシンナーのような臭い	3
硫化メチル	腐ったキャベツのような臭い	0.01	メチルイソブチルケトン	刺激的なシンナーのような臭い	1
二硫化メチル	腐ったキャベツのような臭い	0.009	トルエン	ガソリンのような臭い	10
トリメチルアミン	腐った魚のような臭い	0.005	スチレン	都市ガスのような臭い	0.4
アセトアルデヒド	刺激的な青臭い臭い	0.05	キシレン	ガソリンのような臭い	1
プロピオンアルデヒド	刺激的な甘酸っぱい焦げた臭い	0.05	プロピオン酸	刺激的な酸っぱい臭い	0.03
ノルマルブチルアルデヒド	刺激的な甘酸っぱい焦げた臭い	0.009	ノルマル酪酸	汗くさい臭い	0.001
イソブチルアルデヒド	刺激的な甘酸っぱい焦げた臭い	0.02	ノルマル吉草酸	むれた靴下のような臭い	0.0009
ノルマルパレルアルデヒド	むせかえるような甘酸っぱい焦げた臭い	0.009	イソ吉草酸	むれた靴下のような臭い	0.001

② 排出口における規制基準(施設ごとに計算により算出)

排出流量(Nm³/h) = 0.108 × 補正された排出口の高さの二乗 × 敷地境界の規制基準

※補正された排出口の高さが5m未満の場合は、敷地境界の規制基準となります。

規制物質

- | | | |
|---------------|---------------|-------------|
| ・アンモニア | ・硫化水素 | ・トリメチルアミン |
| ・プロピオンアルデヒド | ・ノルマルブチルアルデヒド | ・イソブチルアルデヒド |
| ・ノルマルパレルアルデヒド | ・イソバレルアルデヒド | ・イソブタノール |
| ・酢酸エチル | ・メチルイソブチルケトン | ・トルエン |
| ・キシレン | | |

③ 排水における規制基準(施設ごとに計算により算出)

排水中の濃度(mg/L) = k × 敷地境界の規制基準

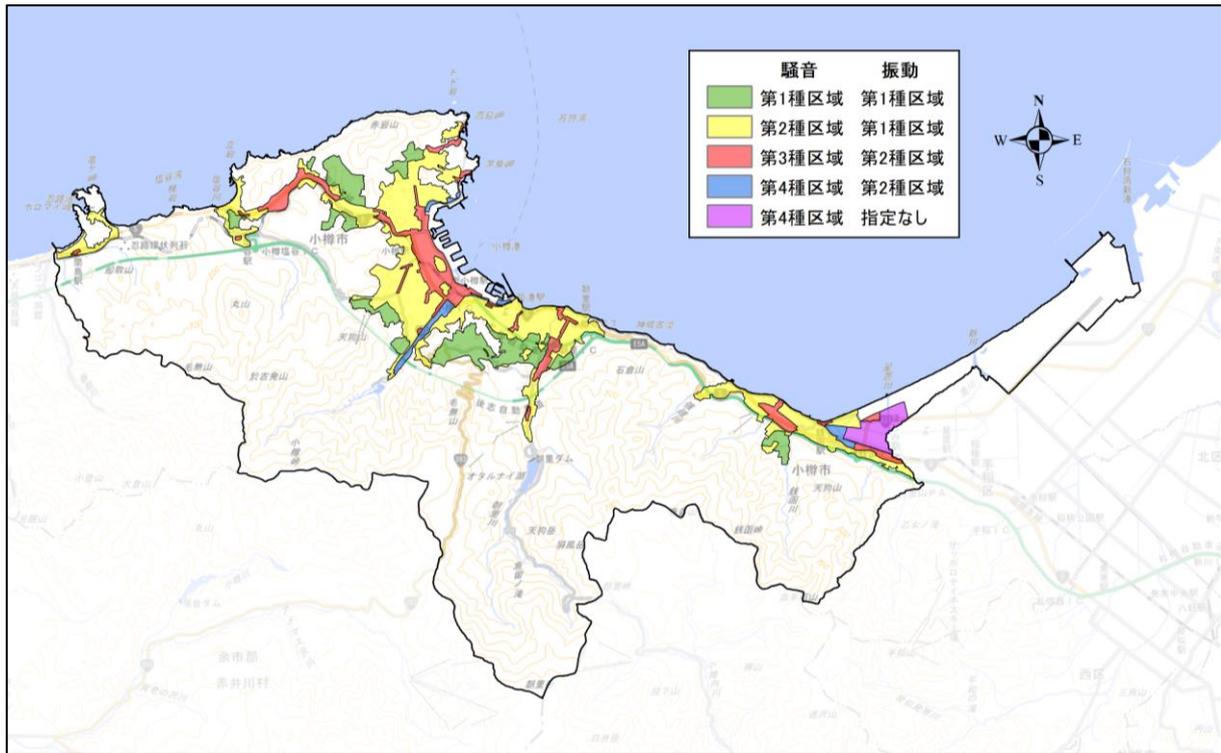
※kは、それぞれの物質や条件により法で定められた値

規制物質

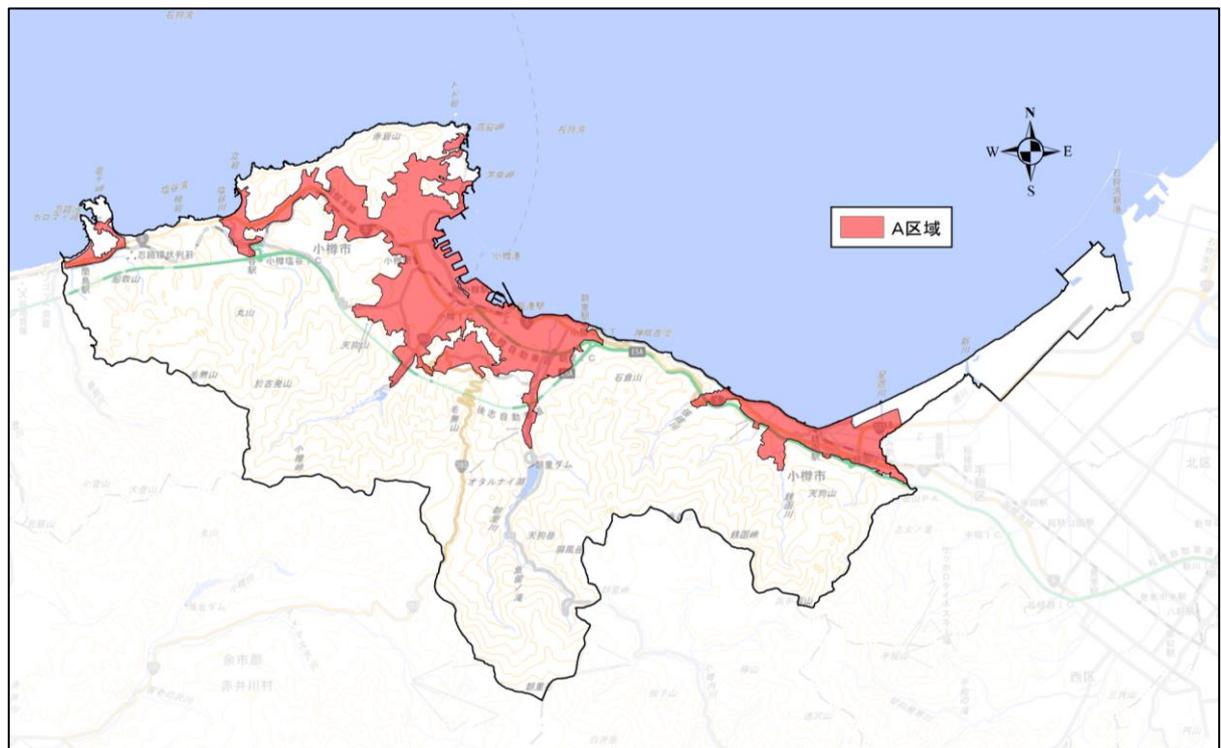
- ・メチルメルカプタン ・硫化水素 ・硫化メチル ・二硫化メチル

6. 規制地域(騒音・振動・悪臭)

(1) 騒音・振動規制地域区域区分(騒音規制法及び振動規制法に基づく規制地域)



(2) 悪臭規制地域区域区分(悪臭防止法に基づく規制地域)



8 その他資料

1. 本市に生息する主な植物(貴重種・外来種)

■本市に生育する主な貴重種(植物)

科名	種名	貴重性
ヒメシダ科	イワハリガネワラビ	北海道 RDB(希少種)
オンダ科	カラフトメンマ	北海道 RDB(希少種)
ヒノキ科	ハイネズ	北海道 RDB(希少種)
ウマノズクサ科	オクエゾサイシン	北海道 RDB(希少種)
ヒルムシロ科	イトモ	環境省 RL(準絶滅危惧)
シュロソウ科	コジマエンレイソウ	環境省 RL(絶滅危惧II類)、北海道 RDB(希少種)
ユリ科	カタクリ	北海道 RDB(留意種)
ラン科	サルメンエビネ	環境省 RL(絶滅危惧II類)、北海道 RDB(絶滅危惧種)
ガマ科	タマミクリ	環境省 RL(準絶滅危惧)、北海道 RDB(希少種)
カヤツリグサ科	オタルスゲ	北海道 RDB(希少種)
イネ科	キタササガヤ	北海道 RDB(希少種)
キンボウゲ科	シラネアオイ	北海道 RDB(絶滅危急種)
ツゲ科	チョウセンヒメツゲ	環境省 RL(準絶滅危惧)
ボタン科	ベニバナヤマシャクヤク	環境省 RL(絶滅危惧II類)、北海道 RDB(絶滅危惧種)
アサ科	エゾエノキ	北海道 RDB(希少種)
バラ科	エゾシモツケ	環境省 RL(絶滅危惧II類)
オトギリソウ科	エゾオトギリ	環境省 RL(絶滅危惧II類)
アブラナ科	ワサビ	北海道 RDB(希少種)
タデ科	エゾノミズタデ	北海道 RDB(絶滅危急種)
ナデシコ科	エゾマンテマ	環境省 RL(絶滅危惧II類)、北海道 RDB(絶滅危急種)
サクラソウ科	ハイハマボス	環境省 RL(準絶滅危惧)、北海道 RDB(絶滅危急種)
キョウチクトウ科	バシクルモン	環境省 RL(絶滅危惧II類)、北海道 RDB(絶滅危急種)
シソ科	エゾニガクサ	環境省 RL(絶滅危惧IB類)
ハマウツボ科	キヨスミウツボ	北海道 RDB(希少種)
タヌキモ科	イヌタヌキモ	環境省 RL(準絶滅危惧)、北海道 RDB(希少種)
キク科	ピレオギク	環境省 RL(絶滅危惧II類)、北海道 RDB(絶滅危急種)
スイカズラ科	エゾヒョウタンボク	環境省 RL(絶滅危惧II類)

出典：小樽市総合博物館、環境省レッドリスト2020(環境省RL)、北海道レッドデータブック(北海道RDB)

■本市に生育する主な外来種(植物)

科名	種名	原産地ほか
イネ科	カモガヤ	地中海～西アジア 生態系被害防止外来種
マメ科	ハリエンジュ(ニセアカシア)	北アメリカ 生態系被害防止外来種
ナデシコ科	ムシトリナデシコ	ヨーロッパ 生態系被害防止外来種
オオバコ科	ヘラオオバコ	ヨーロッパ 生態系被害防止外来種
キク科	アメリカオニアザミ	ヨーロッパ 生態系被害防止外来種
キク科	オオハンゴンソウ	北アメリカ 特定外来生物
キク科	オオアワダチソウ	北アメリカ 生態系被害防止外来種
キク科	ユウゼンギク	北アメリカ 生態系被害防止外来種

出典：小樽市総合博物館、国立環境研究所「侵入生物データベース」

2. 本市に生息する主な動物(貴重種・外来種)

■本市に生息する主な貴重種(動物)

	科名	種名	貴重性
哺乳類	リス	エゾシマリス	環境省 RL(情報不足) 北海道 RL(情報不足)
	クマ科	エゾヒグマ	環境省 RL(絶滅のおそれのある地域個体群) 北海道 RL(絶滅のおそれのある地域個体群)
鳥類	タカ科	オジロワシ	天然記念物 国内希少野生動植物種 環境省 RL(絶滅危惧Ⅱ類) 北海道 RL(絶滅危惧Ⅱ類)
	タカ科	オオワシ	天然記念物 国内希少野生動植物種 環境省 RL(絶滅危惧Ⅱ類) 北海道 RL(絶滅危惧Ⅱ類)
	タカ科	クマタカ	国内希少野生動植物種 環境省 RL(絶滅危惧ⅠB類) 北海道 RL(絶滅危惧ⅠB類)
	キツツキ科	クマガラ	天然記念物 環境省 RL(絶滅危惧Ⅱ類) 北海道 RL(絶滅危惧Ⅱ類)
	ハヤブサ科	ハヤブサ	国内希少野生動植物種 環境省 RL(絶滅危惧Ⅱ類) 北海道 RL(絶滅危惧Ⅱ類)
	ホオジロ科	ホオアカ	北海道 RL(準絶滅危惧種)
両生類	サンショウウオ科	エゾサンショウウオ	環境省 RL(情報不足) 北海道 RL(留意)
魚類	サケ科	サクラマス	環境省 RL(準絶滅危惧) 北海道 RL(留意)
	カジカ科	ハナカジカ	北海道 RL(留意)
昆虫類	ムカシトンボ科	ムカシトンボ	北海道 RDB(留意種)
	コオイムシ科	オオコオイムシ	北海道 RDB(希少種)
	ゲンゴロウ科	ゲンゴロウ	国内希少野生動植物種 環境省 RL(絶滅危惧Ⅱ類) 北海道 RL(準絶滅危惧)
	アリ科	エゾアカヤマアリ	環境省 RL(絶滅危惧Ⅱ類)
	タテハチョウ科	オオイチモンジ	環境省 RL(絶滅危惧Ⅱ類)
軟体動物	モノアラガイ科	モノアラガイ	環境省 RL(準絶滅危惧)
節足動物	アジアザリガニ科	ニホンザリガニ	国内希少野生動植物種 環境省 RL(絶滅危惧Ⅱ類)

出典：北海道環境データベース、環境省レッドリスト2020(環境省RL)、北海道レッドデータブック(北海道RDB)
北海道レッドリスト(北海道RL)

■本市に生息する主な外来種(動物)

	科名	種名	原産地 法的扱い
哺乳類	アライグマ科	アライグマ	北米～中米 特定外来生物
	イタチ科	ホンドテン	国内移入(本州四国九州)
	イタチ科	ニホンイタチ	国内移入(本州四国九州)
魚類	サケ科	ニジマス	北米など 要注意外来生物
昆虫類	ミツバチ科	セイヨウオオマルハナバチ	ヨーロッパ 特定外来生物
その他無脊椎動物	イガイ科	ムラサキイガイ	地中海沿岸 要注意外来生物

出典：北海道環境データベース、小樽市総合博物館、国立環境研究所「侵入生物データベース」

3. 北海道気候変動適応計画における気候変動による影響評価結果

■ 国による影響評価結果及び北海道において予測される影響等

<評価の観点>

【重大性】「社会」、「経済」、「環境」の三つの観点で評価

【緊急性】「影響の発現時期」、「適応の着手・重要な意思決定が必要な時期」の二つの観点で評価

【確信度】IPCC第5次評価報告書と同様に「証拠の種類、量、質、整合性」、「見解の一致度」の二つの観点で評価

<凡例>

・国評価 【重大性】○：特に大きい ◇：「特に大きい」とはいえない

—：現状では評価できない

【緊急性】○：高い △：中程度 □：低い —：現状では評価できない

【確信度】○：高い △：中程度 □：低い —：現状では評価できない

・北海道において予測される影響等 ◇：現在の影響 ●：将来予測

分野	大項目	小項目	国評価			北海道において予測される影響等
			重大性	緊急性	確信度	
農業・林業・水産業	農業	水稻	○	○	○	● 出穂期の前進と登熟気温の増大により収量はやや増加しアミノ酸含有率低下により食味向上
		果樹	○	○	○	● 果樹栽培に適した地域の拡大 ● 醸造ワイン用ぶどう生産適地が広がる可能性
	麦、大豆、飼料作物等	○	△	△	● 小麦：収量は日射量低下で減少。生育後半の降水量増加により、倒伏、穂発芽、赤かび病が発生し品質低下 ● 大豆：収量は道央、道南の一部を除き増加。高温による裂皮が発生し品質低下。病害虫被害拡大 ● 小豆：収量は十勝、オホーツクで増加。道央、道南の一部で小粒化により規格内歩留低下。病害虫被害拡大 ● てんさい：気温上昇により収量は増加するが、根中糖分は低下。糖量はやや増加。病害多発 ◇ ばれいしよ：土壌凍結深が浅くなり、前年の収穫時にこぼれた小イモの雑草化 ● 牧草：収量は日射量低下で減少 ● 飼料用とうもろこし：気温の上昇、昇温程度に合わせた品種変更で収量は増加。病害多発懸念	
	畜産	○	△	△	● 気温上昇による暑熱対策経費の増加	
	病虫害・雑草等	○	○	○	◇ 道内未発生害虫の新たな発生 ● 病虫害の発生増加や分布域の拡大による農作物への被害拡大、道内未発生の病虫害の侵入による重大な被害の発生 ● 雑草の定着可能性の拡大や北上、雑草による農作物の生育阻害や病虫害の宿主となる等の影響 ● 病原体を媒介する節足動物の生息域や生息時期の変化による動物感染症の疾病流行地域の拡大や流行時期の変化、海外からの新疾病の侵入等	
	農業生産基盤	○	○	△	◇ 降水量に関して、多雨年と渇水年の変動幅の拡大、短期間強雨の増加 ● 融雪の早期化や融雪流出量の減少による農業用水の需要への影響 ● 降水量、降水強度の増加に伴う農地等の排水対策への影響	
	林業	木材生産(人工林等)	○	○	□	● 降水量の増加等による植生変化に伴う人工林施業への影響 ● 病虫害の発生・拡大による材質悪化
特用林産物(きのこ類等)		○	○	□	<北海道に関連する記述なし>	

第1章

第2章

第3章

第4章

第5章

第6章

第7章

資料編

分野	大項目	小項目	国評価			北海道において予測される影響等	
			重大性	緊急性	確信度		
	水産業	回遊性魚介類（魚類等の生態）	○	○	△	◇プリ、スルメイカの分布・回遊域の変化 ●シロザケの生息域減少 ●プリ、ニシン、マイワシの分布域の北への拡大・移動、スルメイカの分布密度低下、サンマの成長鈍化と産卵量の増加	
		増養殖等	○	○	□	●海洋の酸性化による貝類養殖への影響 ●藻類の種構成や現存量の変化によって、アワビ、ウニ等の磯根資源が減少	
水環境・水資源	水環境	湖沼・ダム湖	○	△	△	●多目的ダムのうち、富栄養湖に分類されるダムが増加	
	水資源	水供給（地表水）	○	○	△	●渇水が頻発化、長期化、深刻化、さらなる渇水被害の発生 ●農業用水の需要への影響 ●多雪地帯での河川流況の変化	
自然生態系	陸域生態系	高山帯・亜高山帯	○	○	△	◇融雪時期の早期化等による植生の衰退や分布の変化 ●高山帯・亜高山帯の植物種の分布適域の変化や縮小、融雪時期の早期化による高山植物の個体群の消滅や高山植物を利用する他の生物の絶滅	
		自然林・二次林	○	△	○	◇落葉広葉樹から常緑広葉樹への置き換わりの可能性 ●冷温帯林の分布適域の減少、暖温帯林の分布適域の拡大 ●マダケ属の分布適域の拡大	
		人工林	○	△	△	●森林病害虫の新たな発生・拡大の可能性	
		野生鳥獣による影響	○	○	—	◇エゾシカ等の分布拡大 ●積雪期間の短縮等によるエゾシカなど野生鳥獣の生息域拡大 ●渡り鳥の飛行経路や飛来時期の変化による鳥インフルエンザの侵入リスクへの影響	
		物質収支	○	△	△	〈北海道に関連する記述なし〉	
	淡水生態系	湖沼	○	△	□	●鉛直循環の停止・貧酸素化、これに伴う貝類等の底生生物への影響、富栄養化	
		河川	○	△	□	●冷水魚が生息可能な河川が分布する国土面積の減少 ●陸域生態系からの窒素やリンの栄養塩供給の増加	
		湿原	○	△	□	◇降水量の減少や湿度低下、積雪深の減少による乾燥化 ●降水量や地下水位の低下による高層湿原における植物群落（ミズゴケ類）への影響 ●流域負荷（土砂や栄養塩）に伴う低層湿原における湿地性草本群落から木本群落への遷移等	
	沿岸生態系	温帯・亜寒帯	○	○	△	◇●海水温の上昇に伴う低温性の種から高温性の種への遷移 ●コンブ類の生息域の減少	
	海洋生態系		○	△	□	◇オホーツク海の最大海水域面積（海水域が年間で最も拡大した半旬の海水域面積）の長期的な減少 ●1～4月にかけてのオホーツク海の海水域面積の減少 ●3月頃にみられる最大海水域面積の減少	
	生物季節		◇	○	○	◇●植物の開花の早まりや動物の初鳴きの早まりなど	
	分布・個体群の変動		○	○	○	◇●分布域の変化やライフサイクル等の変化 ●種の移動・局地的な消滅による種間相互作用の変化、生育地の分断化などによる種の絶滅 ●外来種の侵入・定着率の変化	
	沿岸域・自然災害	河川	洪水・内水	○	○	○	◇時間雨量 50 mm を超える記録的短時間大雨等による甚大な水害（洪水、内水、高潮）の発生 ●洪水を起こしうる大雨事象が増加、施設の能力を上回る外力による水害が頻発
			沿岸	○	△	○	●温室効果ガスの排出を抑えた場合でも一定の海面上昇が発生
		高潮・高波	○	○	○	◇高波の波高及び周期の増加等	

分野	大項目	小項目	国評価			北海道において予測される影響等
			重大性	緊急性	確信度	
						<ul style="list-style-type: none"> ●中長期的な海面水位の上昇や高潮偏差（通常の潮位と台風など気象の影響を受けた実際の潮位との差）・波浪の増大による高潮や高波被害、海岸侵食等のリスク増大 ●温室効果ガスの排出を抑えた場合でも一定の海面上昇が発生
		海岸浸食	○	△	△	<ul style="list-style-type: none"> ●中長期的な海面水位の上昇や高潮偏差（通常の潮位と台風など気象の影響を受けた実際の潮位との差）・波浪の増大による高潮や高波被害、海岸侵食等のリスク増大
	山地	土石流・地すべり等	○	○	△	<ul style="list-style-type: none"> ◇記録的短時間大雨の発生頻度の増加に伴う人家・集落等に影響する土砂災害の年間発生件数の増加 ●集中的な崩壊・土石流等の頻発による山地や斜面周辺地域の社会生活に与える影響の増大
	その他	強風等	○	△	△	<ul style="list-style-type: none"> ●強風や強い台風の増加等 ●竜巻発生好条件の出現頻度の増加
健康	暑熱	死亡リスク	○	○	○	<ul style="list-style-type: none"> ◇気温上昇による超過死亡（直接・間接を問わず、ある疾患により総死亡がどの程度増加したかを示す指標）の増加 ●夏季における熱波の頻度増加 ●熱ストレスの増加による死亡リスクの増加
		熱中症	○	○	○	◇●熱中症搬送者数の増加
	感染症	節足動物媒介感染症	○	△	△	<ul style="list-style-type: none"> ◇ Dengue熱等の感染症を媒介する蚊（ヒトスジシマカ）の生息域拡大 ●感染症を媒介する節足動物の分布可能域の変化による節足動物媒介感染症のリスク増加
	その他（脆弱集団への影響）		-	○	□	◇熱による高齢者への影響
産業・経済活動	金融・保険		○	△	△	<ul style="list-style-type: none"> ◇自然災害に伴う保険損害が著しく増加 ●自然災害に伴う保険損害の増加による保険金支払額や再保険料の増加
	観光業	レジャー	○	△	○	<ul style="list-style-type: none"> ◇スキー場における積雪深の減少 ●自然資源（森林、雪山、砂浜、干潟等）を活用したレジャーへの影響
国民生活・都市生活	都市インフラ、ライフライン等	水道・交通等	○	○	□	<ul style="list-style-type: none"> ◇記録的な豪雨による地下浸水、停電、地下鉄への影響、渇水や洪水、水質の悪化等による水道インフラへの影響、豪雨や台風による切土斜面への影響等 ●短時間強雨や渇水の頻度の増加、強い台風の増加等によるインフラ・ライフライン等への影響
	文化・歴史を感じる暮らし	生物季節	◇	○	○	<ul style="list-style-type: none"> ◇さくら（ソメイヨシノ、エゾヤマザクラ）、かえで（ヤマモミジ、オオモミジ、イタヤカエデ）、アブラゼミ等の動植物の生物季節の変化 ●さくらの開花日及び満開期間の変化による花見ができる日数の減少、さくらを観光資源とする地域への影響
		伝統行事・会場産業等	-	○	□	〈北海道に関連する記述なし〉
	その他	暑熱による生活への影響等	○	○	○	<ul style="list-style-type: none"> ◇熱中症リスクの増大や快適性の損失等 ◇●気候変動及びヒートアイランド現象双方による都市域での気温上昇

出典：「北海道気候変動適応計画」

第1章

第2章

第3章

第4章

第5章

第6章

第7章

資料編

9 用語集

<あ行>

【悪臭防止法】 P52

昭和46(1971)年に制定された法律。規制地域内の工場・事業場の事業活動に伴って発生する悪臭について必要な規制を行うことなどにより、生活環境を保全し、国民の健康の保護に資することを目的としている。

【アメニティ空間】 P46

心地よさや快適性を提供する設備やサービスが整備された環境。

【あんきょ暗渠】 P32

地下に作ったり上部を覆ったりして、地中に埋設された河川や水路。

【一酸化炭素】 P49

分子式COで示される大気汚染物質の一つで、自動車の排気ガスを主な発生源とする無色無臭の気体。血液中のヘモグロビンの酸素運搬作用を阻害し、中枢・末梢神経のマヒ状態を起こす。

【一酸化窒素】 P49

分子式NOで示される大気汚染物質の一つ。重油、ガソリン、石炭などが高温で燃焼するときに発生。二酸化窒素に比べその毒性は低いとされる。

【一般環境大気】 P49

一般的な生活空間における大気。住宅地など人々の生活空間における大気汚染の様子を調べるために設置されたものを「一般環境大気測定局」という。

【一般廃棄物】 P42

廃棄物のうち、産業廃棄物以外のもの。一般家庭から排出されるごみが主なもので、事業所などから排出される産業廃棄物以外のごみや、し尿などの液状廃棄物も含まれる。

【液化天然ガス(LNG)】 P22

天然ガスを約-160℃に冷却して液化させたもので、体積が600分の1になるため大量に輸送することができる。CO₂排出量は、石油などの化石燃料よりも3割ほど少ない。

【エコアイランド北海道】 P11

北海道の環境保全と持続可能なライフスタイルを推進する取組。北海道の自然資源を守り、未来の世代に引き継ぐために、個人や企業が環境に配慮した行動を実践することを目指す。

【NbS(自然を活用した解決策)】 P9

社会課題に効果的かつ順応的に対処し、人間の幸福及び生物多様性による恩恵を同時にもたらす、自然の、そして、人為的に改変された生態系の保護、持続可能な管理、回復のため行動のこと。

【小樽市一般廃棄物処理基本計画】 P43

平成13(2001)年6月に小樽市が策定。長期的・総合的視点に立って、今後の循環型社会の形成とごみの適正な処理を進めるための各種施策についての基本的な方向を示す計画。

【小樽市屋外広告物条例】 P47

平成24(2012)年3月に小樽市が北海道から一部権限移譲を受けて制定。屋外広告物について必要な規制を行い、良好な景観形成や風致の維持、公衆に対する危害を防止することを目的とする。

【小樽市温暖化対策推進実行計画】 P13

平成13(2001)年6月に小樽市が策定。「地球温暖化対策の推進に関する法律」に基づく地方公共団体の地球温暖化対策として、環境に配慮した行動などの取組を推進することにより、市の事務及び事業から発生する温室効果ガス排出量の削減を目的とする計画。

【小樽市環境基本条例】 P2

平成22(2010)年6月に小樽市が制定。環境の保全及び創造についての基本理念を定め、市民が健康で文化的な生活を営む上で必要とする良好な環境を確保することを目的とする。

【小樽市景観計画】 P47

平成21(2009)年2月に小樽市が策定。市民や事業者とともに実効性の高い景観の保全・創出を図っていくための計画。

【小樽市総合計画】 P2

小樽市のまちづくりの目標やその実現に向けた基本的な方向を示す、市政の指針となる計画。

【小樽市分別収集計画】 P43

「容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律」いわゆる「容器リサイクル法」に基づき、小樽市が3年ごとに、5年を一期とする容器包装廃棄物の分別収集に関する計画を定めたもの。

【小樽の歴史と自然を生かしたまちづくり景観条例】 P34

「景観法」の制定に伴い良好な都市景観の形成を更に進めるため、平成20(2008)年12月に全部改正が行われた条例。小樽市の良好な都市景観を保全し、育成し、及び創出するために必要な事項並びに「景観法」の施行に関し必要な事項を定めることにより、歴史と自然に育まれた小樽らしい魅力あるまちづくりを進め、市民文化の向上に資することを目的としている。

【温室効果ガス】 P2

太陽から放出される熱を地球に閉じ込め、地表を温める働きをする気体。二酸化炭素、メタン、一酸化二窒素、ハイドロフルオロカーボン、パーフルオロカーボン、六ふつ化硫黄、三ふつ化窒素などがある。日本で排出される温室効果ガスの90%以上を二酸化炭素が占めている。

<か行>

【カーボンニュートラル】 P2

二酸化炭素をはじめとする温室効果ガスの「排出量」から、植林、森林管理などによる「吸収量」を差し引いて、合計を実質的にゼロにすること。

【カーボンニュートラルポート (CNP)】 P75

脱炭素エネルギーの輸入・貯蔵を可能とする受入環境と臨海部産業の連携を通じて、港湾機能の高度化を目指す取組。

【海食崖】 P36

波の浸食作用によってできた海岸の崖。

【海浜植生】 P36

砂地や浜辺、海岸などの海沿いに生息する植物。海岸でも生息できるように、直射日光や海風に強く、水が少なくても枯れにくい特性をもつ。

【海浜草原】 P36

海浜植生が群生している海岸。

【外来生物法】 P36

もともと日本にはいない外国から入ってきた生物について飼育や栽培、運搬などを規制する法律で、平成16(2004)年に制定された。外来生物は、約2千種指定されており、それらの生物から元来の生態系を守り、農林水産物や人の健康への被害を防ぐことを目的としている。

【カシワ海岸林】 P36

厳しい海岸砂丘の環境に適応したカシワの海岸砂丘林。環境省が選定する「特定植物群落」のうち、郷土景観を代表する植物群落とされている。

【合併処理浄化槽】 P51

公共下水道の未整備地域などで各家庭に取り付ける汚水処理装置。トイレの汚水だけでなく、台所、お風呂の生活雑排水も一緒に処理できる。これに対し生活雑排水のみの汚水処理をする装置を単独処理浄化槽という。

【環境基準】 P49

「人の健康を保護し、及び生活環境を保全する上で維持されることが望ましい基準」(環境基本法第16条)のこと。大気汚染、水質汚濁、騒音及び土壌汚染について定められている。

【環境基本法】 P3

平成5(1993)年に複雑化・地球規模化する環境問題に対応するため制定された法律。それまでの「公害対策基本法」や「自然環境保全法」では対応に限界があるとされ、新たな枠組みを示す基本的法律として制定された。

【環境騒音】 P52

ある地域で、通常そこに存在する不特定多数の音源から発生する総合された騒音。

【環境負荷】 P11

環境に与える一般的にマイナスの影響。人的に発生する環境保全上の支障となる原因・そのおそれのある物として、大気汚染、騒音、水質汚濁などを含む。

【環境緑地保護地区】 P33

「北海道自然環境等保全条例」に基づいて指定される市町村の市街地及びその周辺地のうち、環境緑地として維持又は造成することが必要な地区。

【気候非常事態宣言】 P100

気候変動に対する緊急性を認識し、緊急かつ積極的な対策をとることを宣言する行為。温室効果ガスの排出削減や再生可能エネルギーの利用促進などを旨とするもの。

【気候変動枠組条約】 P2

大気中の温室効果ガスの濃度を安定化させることを目的とした条約。地球温暖化がもたらす悪影響を防止するための国際的な枠組みが定められている。

【気候変動枠組条約締約国会議 (COP)】 P2

「気候変動枠組条約」における最高機関。平成7(1995)年にベルリンで第1回目の会議が行われ、以降毎年開催されている。

【規制基準】 P52

工場・事業場が守らなければならない騒音、振動、悪臭などの基準。この基準に適合しないことにより周辺的生活環境が損なわれていると認められるときは、改善のための措置がとられる。

【京都議定書】 P8

平成9(1997)年に京都で開催された気候変動枠組条約第3回締約国会議(COP3)で採択された。先進締約国に対し、平成20~24(2008~2012)年の期間における温室効果ガスの排出削減を義務付け、日本も目標を達成したが、途上国には削減義務は課されなかった。

【激甚災害】 P102

大規模な地震や台風など、地方財政の負担を緩和し、又は被災者に対する特別な助成を行うことが必要と認められる災害。指定されると、復旧事業などへの国庫補助の高上げや中小企業への補償の特例などが講じられる。

【国連サミット】 P8

国連の気候変動目標に署名した国が参加し、年に一度、世界の気候危機にどう対処するかを議論するための国際会議。

【国連総会】 P2

正式には「国際連合総会」といい、全ての加盟国によって構成される国際連合の主要な審議機関。毎年1回定期総会を開くほか特別総会などが開かれるが、決定事項に拘束力はない。

【コンパクト・プラス・ネットワーク】 P75

人口減少や生産性低下に対応する都市の再生を目指す政策。地域の活力を維持するとともに、医療・福祉・商業棟の生活機能を確保し、地域公共交通を連携して、コンパクトなまちづくりを進めるまちづくりの考え方。

<さ行>

【再生可能エネルギー（再エネ）】 P10

繰り返し起こる自然現象から取り出すエネルギーの総称。太陽光や風力、地熱、波力などの自然エネルギーと、廃棄物の焼却熱利用・発電などのリサイクル型エネルギーを指し、新エネルギーに含まれる。

【三面張河川】 P32

側面・底面ともコンクリートで平坦化された河川。洪水、氾濫などの治水対策には有効だが、営農面、環境面での配慮が必要である。

【COD（化学的酸素要求量）】 P50

有機物を化学的に酸化するときに必要な酸素量を表した値で、水質汚濁の程度を示す指標。その数値が大きければ、湖沼や海域の水質汚濁の一般指標として用いられる。

【自然景観保護地区】 P33

「北海道自然環境等保全条例」に基づいて指定される森林、草地、山岳、丘陵、溪谷、湖沼、河川、海岸などの所在する地域のうち、良好な自然景観地として保護することが必要な地区。

【自然公園法】 P33

昭和32（1957）年に制定。優れた自然の風景地を保護し、その利用を促進することを目的とする法律。国立公園、国定公園及び都道府県立自然公園を指定し、その管理や利用に関する規制を定めている。

【持続可能な開発目標（SDGs）】 P2

貧困、気候変動、環境劣化、繁栄、平和と公平など、私たちが直面する世界のさまざまな問題を根本的に解決し、すべての人々にとってより良い世界をつくるために設定された、世界共通の17の目標。

【持続可能な開発のための2030アジェンダ】 P2

平成27（2015）年9月の国連サミットで加盟国の全会一致で採択された、よりよい世界を目指すための国際目標。平成28（2016）年から令和12（2030）年までの15年間で達成することを目指す。

【臭気指数】 P52

人の嗅覚を用いて悪臭の程度を数値化したもの。多種多様な臭いの物質に対応し総合的に評価することができることから、臭気指数を用いた規制が近年普及している。

【重要港湾】 P22

港湾法で定められた、国際海上輸送網や国内海上輸送網の拠点となる港湾。

【循環型社会】 P11

環境への負荷を低減するため、製品の再利用や再資源化などを進めて新たに自然界から採取する資源をできるだけ少なくするとともに、廃棄されるものを最小限に抑える社会。

【循環経済（サーキュラーエコノミー）】 P9

従来の3Rの取組に加え、資源投入量・消費量を抑えつつ、ストックを有効活用しながら、サービス化などを通じて付加価値を生み出す経済活動。資源・製品の価値の最大化、資源消費の最小化、廃棄物の発生抑止などを旨とする。

【浚渫】 P112

水深の保持や汚染防止のために、海や河川、湖沼、ダム湖などの底に堆積している土砂や淤泥を除去すること。

【準用河川】 P32

一級河川及び二級河川以外の法定外河川のうち、市町村長が指定及び管理をする河川。

【新エネルギー（新エネ）】 P12

化石燃料や核エネルギーなどに対する、新しいエネルギー源や供給形態の総称。利用し続けても枯渇することがなく、環境への負荷が少ない。太陽光発電などの自然エネルギー、廃棄物発電などのリサイクル型エネルギーが含まれる。

【振動規制法】 P52

昭和51（1976）年に制定された法律。工場及び事業場における事業活動並びに建設工事に伴って発生する相当範囲にわたる振動について必要な規制を行うとともに、道路交通振動に係る要請の措置を定めることなどにより、生活環境を保全し、国民の健康の保護に資することを目的とする。

【森林法】 P32

昭和26（1951）年に制定された法律。森林計画、保安林その他の森林に関する基本的事項を定めて、森林を適切に維持しながら生育させていくとともに、森林生産力の増進を図ることを目的としている。

【水質汚濁防止法】 P50

昭和 45 (1970) 年に制定された法律。工場などから公共用水域に排出される水の排出や地下への水の浸透を規制するとともに、それらの汚水や廃液により人の健康に係る被害が生じた場合の被害者の保護を図ることを目的とする。

【3R～リデュース・リユース・リサイクル】 P4

ごみの減量やリサイクルの促進へ向けた行動目標を表す標語。発生抑制 (Reduce、買う量や使う量を減らすこと)、再使用 (Reuse、使える物は繰り返し使うこと)、資源化 (Recycle、再び資源として活用すること) の英語の頭文字に由来する。

【生活排水】 P51

日常生活からの排水で台所排水、風呂排水、洗濯排水、し尿、その他の諸排水からなり、このうち、し尿を除いたものを生活雑排水という。下水道普及地区以外では、し尿はし尿処理場又は浄化槽で処理されるが、生活雑排水は無処理で側溝を経て公共用水域に放流されることが多く、水域の汚染の大きな原因となっている。

【生物多様性】 P2

生きものたちの豊かな個性とつながりのこと。地球上に存在する 3,000 万種類もの生き物たちが、長い歴史の中異なる環境下で共に進化し、お互いに影響しあってきたこと。

【生物多様性条約】 P8

正式には「生物の多様性に関する条約」といい、平成 4 (1992) 年に環境と開発に関する国連会議で採択された条約。生物の多様性を生態系、種、遺伝子の三つのレベルでとらえ、生物多様性の保全、その構成要素の持続可能な利用、遺伝資源の利用から生ずる利益の公正な配分を目的とする。

【生物多様性の損失】 P2

地球全体には多様な生態系、生物群系が存在しているが、乱獲、伐採・埋立てなどによる生息域の減少、外来種によるかく乱、地球温暖化などにより、特定の種が失われていくことを示す。

【絶滅危惧Ⅱ類】 P38

レッドリスト掲載種のうち、絶滅危惧Ⅰ類及びⅡ類に評価されたものを絶滅危惧種という。Ⅰ類は近い将来における絶滅危険度の高いものを、Ⅱ類はⅠ類ほどではないものの絶滅の危険が増大しているものを示す。

【ゼロカーボン】 P2

温室効果ガスの「排出量」から「吸収量」を差し引いて、合計を実質的にゼロにすること。一般的にカーボンニュートラルと同義。

【騒音規制法】 P52

昭和 43 (1968) 年に制定された法律。工場及び事業場における事業活動並びに建設工事に伴って発生する相当範囲にわたる騒音について必要な規制を行うとともに、自動車騒音に係る許容限度を定めることなどにより、生活環境を保全し、国民の健康の保護に資することを目的とする。

<た行>

【ダイオキシン】 P42

有機塩素化合物であるポリ塩化ジベンゾ-パラ-ジオキシン (PCDD) を略して、「ダイオキシン」と呼ぶ。

有機塩素を含むプラスチックを不完全燃焼すると発生しやすいといわれている。

【大気汚染防止法】 P49

昭和 43 (1968) 年に「ばい煙の排出の規制等に関する法律」を廃止して制定された法律。大気汚染防止のための枠組みを定め、国民の健康の保護や生活環境の保全を目的とする。

【脱炭素】 P2

地球温暖化の原因となる二酸化炭素などの温室効果ガスの排出量をゼロにしようという取組。また、脱炭素を実現した社会を「脱炭素社会」という。

【地域気候変動適応計画】 P2

都道府県や市町村などが主体となって、その地域の気候条件、地理的条件、社会経済条件などの特性に応じた気候変動適応に関する施策を、推進するための計画。

【地域脱炭素ロードマップ】 P75

国全体で取り組む脱炭素の工程と具体策を示す報告書。2030 年までに集中して行う取組・施策を中心にまとめ、地域課題を解決しながら脱炭素に向かう方向性を示す。

【地球温暖化】 P2

人為的要因により、二酸化炭素などの温室効果ガスの濃度が増加し、地表面の温度が上昇すること。

【地球温暖化対策の推進に関する法律】 P2

平成 10 (1998) 年に地球温暖化防止のため制定された法律。気候変動枠組条約第 3 回締約国会議で採択された「京都議定書」を踏まえ、日本全体で温暖化対策に取り組むための基本方針を定めた。

【特定悪臭物質】 P52

不快な臭いの原因となり、生活環境を損なうおそれのある物質。「悪臭防止法」に基づきアンモニア、硫化水素など 22 物質が指定されている。

【特定外来生物】 P36

外来生物であって、生態系、人の生命・身体、農林水産業へ被害を及ぼすもの、又は及ぼすおそれがあるものの中から指定される。指定されると、輸入、放出、飼養等、譲渡しなどの禁止といった厳しい規制がかかる。

【都市計画区域】 P45

都市計画法に基づいて定められた地域。人口、土地利用、交通量、就業者数など、社会条件をふまえて、一体の都市として総合的に整備・開発・保全する区域。

<な行>

【内水氾濫】 P101

大量の雨に対して排水機能が追い付かずに、都市部の土地や建物が水浸しになる現象。

一方、外水氾濫は河川の氾濫や堤防の決壊で、市街地に水が流れ込む現象。

【二級河川】 P32

「河川法」による、一級河川以外で、公共の利害に重要な関係がある水系（二級水系）に係る都道府県知事指定の河川。

【二酸化硫黄】 P49

分子式 SO_2 で示される大気汚染物質の一つで、刺激臭のある無色の気体。人体に対する影響として、呼吸器を刺激し、せき、ぜんそく、気管支炎などの障害を引き起こす。

【二酸化炭素吸収源】 P11

二酸化炭素などの温室効果ガスを大気中から取り除く働きをするもの。森林、海洋、土壌などのほか、人工的な手法もある。

【二酸化窒素】 P49

分子式 NO_2 で示される大気汚染物質の一つ。人体への健康影響として、二酸化窒素濃度とせきやたんの有症率との関連や、高濃度では急性呼吸器疾患罹患率の増加などが知られている。

【ニセコ積丹小樽海岸国定公園】 P33

昭和 38（1963）年に指定された国定公園で、ニセコアンヌプリをはじめとするニセコ山系、積丹半島、余市・小樽間の海岸線及び海中公園が含まれる。公園面積は陸域で 19,009ha、海域で 43.6ha に及び、11 市町村にまたがっている。

【ネイチャーポジティブ（自然再興）】 P10

生物多様性の損失を止め、自然を回復軌道に乗せること。

<は行>

【バイオマス】 P30

動植物から生まれた再利用可能な有機物の資源で、石油などの化石燃料を除いたもの。バイオマス発電では、この生物資源を「直接燃焼」し「ガス化」するなどして発電する。

【廃棄物の処理及び清掃に関する法律】 P42

昭和 45（1970）年に制定された法律。廃棄物の排出抑制及び適正な分別、再生、処分などの処理をして生活環境を清潔にすることで、生活環境の保全及び公衆衛生の向上を図ることを目的とする。

【パリ協定】 P2

平成 27（2015）年のパリにおける国連気候変動枠組条約締約国会議（COP21）で採択され、平成 28（2016）年 11 月に発行された。先進国、途上国の区別なく、全ての国が温室効果ガス排出削減などの気候変動の取組に参加する枠組み。

【BOD（生物化学的酸素要求量）】 P50

微生物によって水中の有機物が酸化分解される際に消費される酸素の量を mg/l で表したもので、数値が大きければ、その水中には汚染物質（有機物）が多く、水質の汚濁が進んでいることを示す。通常、5 日間に消費される酸素量で示し、河川の汚濁を表す指標とする。

【微小粒子状物質（PM2.5）】 P49

大気中に浮遊している $2.5 \mu m$ （ $1 \mu m$ は 1mm の千分の 1）以下の非常に小さな粒子。肺の奥深くまで入りやすく、呼吸器系や循環器系に対して悪影響を及ぼす。

【普通河川】 P32

一級河川、二級河川、準用河川のいずれにも該当しない法定外河川で、市町村が必要に応じて条例を制定し、管理する河川。

【浮遊粒子状物質（SPM）】 P49

大気中に浮遊する粒子状物質で、粒径が $10 \mu m$ （ $1 \mu m$ は 1mm の千分の 1）以下のもの。大気に比較的長時間滞留し、呼吸器系に沈着することで健康に影響を及ぼす。

【ブルーカーボン】 P75

海洋生物の働きによって海洋環境に吸収・貯留されている炭素。この炭素は、海藻藻場などの海洋生態系によって吸収され、そのバイオマスや土壌に蓄積される。

【保安林】 P32

水源の涵養、災害の防備、生活環境の保全などの公益目的を達成するため、農林水産大臣又は都道府県知事によって指定される森林。立木の伐採や土地の形質の変更などが規制される。

【北海道空き缶などの散乱の防止に関する条例】

P56

平成 15（2003）年 3 月に制定された条例。美観の保持と資源の循環的な利用を重視し、公共の場所での喫煙を制限することで、快適な生活環境を実現するために施行された。

【北海道 SDGs 推進プラットフォーム】 P33

令和元（2019）年7月に設立された、SDGsの推進に関心のある行政、企業、団体などから構成される団体。パートナーシップで北海道の課題を解決することを目指す。

【北海道環境基本計画】 P3

平成10（1998）年に北海道が「北海道環境基本条例」に基づき策定した計画。より良い環境を未来に引き継ぐ環境重視型社会の形成を目的としており、現在は令和3（2021）年に策定された第3次計画が進められている。

【北海道環境基本条例】 P3

平成8（1996）年に北海道が制定した条例。持続的発展の可能な循環型社会を創るために、環境の保全及び創造に関する施策を推進し、道民の健康で文化的な生活の確保に寄与することを目的とする。

【北海道自然環境等保全条例】 P33

昭和48（1973）年に北海道が制定した条例。自然環境の保全を道政の基調とし、無秩序な開発を防止して安全で緑豊かな生活環境を創り上げることを目的とする。

【北海道自然環境保全指針】 P33

平成元（1989）年に北海道が策定した指針。良好な自然環境を適切に保全するために、自然の現状を的確に把握し、これを評価して、保全を図るべき自然を明らかにするとともに、それらの自然環境の保護と利用に関する施策を総合的かつ計画的に展開するための目標と方向を示す。

【北海道洞爺湖サミット】 P11

平成20（2008）年7月に北海道洞爺湖地域で開催された第34回主要国首脳会議。環境問題など地球規模で抱える諸問題を議論する場として、8か国の主要先進国が参加した。

<ま行>

【^{マイクログラム}μg】 P49

ごく微量の物質の重さを表す単位。
1μg=100万分の1g。

【マスタープラン】 P3

基本計画。都市計画においては、市町村が住民の意見を反映し、まちづくりの具体性ある将来ビジョンを確立すること。

【面的評価】 P52

道路を一定の区間ごとに区切り、評価区間を設定し、評価区間内の代表する地点で等価騒音レベルの測定を行う。その結果を用いて、評価区間内の道路端から50mの範囲にある全ての住居などについて等価騒音レベルの推計を行うことにより、環境基準を達成する戸数とその割合を評価する方法。

<や行>

【要請限度】 P52

自動車交通騒音・振動が、総理府令で定める限度を超えて発生し、周辺的生活環境が著しく損なわれていると認められるとき、「騒音規制法」及び「振動規制法」の規定により、市町村長は公安委員会に対し「道路交通法」の規定による車両の通行の制限について要請することができる。また、道路管理者や関係行政機関に、道路構造の改善について意見を述べることができると定められている。

<ら行>

【リターナブル容器】 P43

中身を消費した後、販売店を通じて回収し、飲料メーカーが洗浄して再使用できるようにした容器。ガラス製のビールびんや一升びんなどが該当。ごみの発生抑制の手段として有効とされている。

【レッドデータブック】 P36

レッドリストに記載された種について生息状況などを取りまとめ編さんした書籍。

【レッドリスト】 P36

日本に生息又は生育する野生生物について、生物学的観点から個々の種の絶滅の危険度を評価し、絶滅のおそれのある種を選定し、リストにまとめたもの。

<わ行>

【ワークショップ】 P6

参加者の主体性を重視した、体験型の学習講座。多くの場合、進行役のサポートのもと、与えられたテーマや課題についてグループ内で意見交換や共同作業を行う。

